

熊本家庭裁判所委員会（第13回）議事概要

第1 開催日時等

1 日 時 平成21年5月22日（金）午後1時30分～午後4時00分

2 場 所 熊本家庭裁判所第1会議室

3 出席者

（委員） 相沢明憲，浅井美栄子，上原裕之，植村照子，鵜野沢亮，末永英男，徳永恵子，田中真由美，永留克記，中村俊隆，福島絵美，古荘文子，松本孝一郎（五十音順）

（事務局等） 事務局長，首席家庭裁判所調査官，首席書記官，次席家裁調査官，
総務課長

4 意見交換テーマ

改正少年法について

第2 議事概要

【発言者の略記 = ◎：委員長，○：委員，◇：事務局等】

1 開 会

2 熊本家庭裁判所長のあいさつ

3 人事訴訟事件に関与する参与員に対する研修会の開催状況及び参与員の活用状況等について

◇ 平成21年2月13日に人事訴訟事件に関与する参与員を対象として研修会を開催した。研修会は，人事訴訟事件の模擬裁判を通じて，証人や本人を調べる証拠調べの流れや当事者双方の主張等をつかんでもらい，裁判官との評議の中で，模擬裁判の感想や模擬裁判の事案について御意見を述べていただく方法で実施した。参加者は，期日に立ち会うことや事件の見方についての不安を述べられていたが，それらの御意見にていねいに応じたことによって，今後の参与員の活動の足がかりにさせていただいたものと考えている。

◇ その後、実際に参与員が立ち会った事件は、本日までの間においては4件である。参与員には、いずれの事件についても、当事者本人等の証拠調べの際に法廷に立ち会ってもらい、証拠調べ終了後にそれぞれの事件について有用な御意見をいただいた。

4 少年法の改正内容及び改正に至る背景等について

○ 現行少年法は、平成12年、平成19年、平成20年と3度にわたって改正されており、その改正の概要は次のとおりである。

(1) 平成12年の改正

ア 少年事件の処分等の在り方の見直し

逆送規定に関する改正（逆送年齢の引き上げと、いわゆる「原則逆送制度」の導入）

イ 少年審判の事実認定手続の適正化

(ア) 裁定合議の導入

(イ) 検察官関与の審理導入

(ウ) 観護措置期間の延長

(エ) 保護処分終了後における救済手続の整備

ウ 被害者への配慮の充実

(2) 平成19年の改正

ア 触法少年に係る事件の調査に関する規定の整備

イ 14歳未満の少年の少年院送致の承認

ウ 保護観察中の者に対する新たな措置の創設

エ 国選付添人制度の創設

(3) 平成20年の改正

ア 被害者等による少年審判の傍聴を許すことができる制度の導入

イ 家庭裁判所が被害者等に対して審判状況を説明する制度の導入

ウ 被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大

エ 被害者等の申出による意見の聴取の対象者の拡大

オ 成人の刑事事件に関する家庭裁判所の特別管轄の廃止

5 審判傍聴及び審判状況の説明制度の運用状況等について

◇ 審判傍聴制度及び審判状況の説明制度の全国的な運用状況を説明した。

6 審判傍聴及び審判状況説明の運用状況等についての質疑応答

○ 少年審判事件のうち、審判傍聴及び審判状況説明の対象となる事件は、割合として多いのか少ないのか。

◇ 少年事件は減少傾向にあり、実際の凶悪事件も減っているが、14歳や17歳の少年が起こした凶悪事件があったため、社会的に大きな不安を与えてしまい、少年犯罪に対しては厳しく対処すべきであるという世論が大きくなった。

○ 少年時代に少年鑑別所に入ったことのある人が、その後重大な凶悪事件を引き起こすかというところではない。自分に子供が出来たことなどを契機として、社会人としての自覚が出てきて立ち直ることもある。甘いという指摘はあるかもしれないが、少年には可塑性があるので、そのような点も理解してほしい。

○ 私は、全体的に、審判傍聴制度や審判状況説明を求めた場合の許可要件はハードルが高いという意識を持ってきたが、被害者のニーズがどれくらいあるのかを知りたい。

○ 審判傍聴制度等の周知はしっかりと行き届いているのか。

○ 基本的に、審判傍聴制度等の説明については、検察庁でも行っているし、被害者がその制度を知らないということはない。

○ 審判傍聴制度の導入が検討されていた際、被害者が感情的になって審判が荒れるのではないかという懸念が示されていたが、実際に制度が実施された事件についてはどのような状況にあるのか。

◎ 私は、審判傍聴制度を実施した際に審判が荒れたという話は聞いていない。

○ 熊本家裁においては、被害者が審判傍聴を行う際に、被害者と少年があまり接触しないように入廷順序等を検討しているのか。

◇ 最終的には個々の裁判官の指示によるが、一般的には少年を先に入廷させ、傍聴人及び付添人を後に入廷させることを考えている。

- 被害者が少年審判事件を傍聴することによって、裁判官は、質問する言葉を選ぶのではないか。
 - そのようなことはない。少年に対する質問はパフォーマンスとして行っているのではなく、少年の健全育成の立場から発している。
- 7 少年法改正に伴う設備、備品等の整備について
- ◇ 当庁の既存の少年審判廷は狭隘であること、また、庁舎の構造及び身柄の動線の問題等により少年審判廷を新設することが困難であったことから、既存の法廷を少年審判廷として兼用することとした。そのため、既存の法廷に逃走防止のための工事やプライバシー保護のための工事を行った。また、法廷の厳粛な雰囲気少年が萎縮することがないように、法壇を隠すための木目調の衝立を整備した。
- 8 家庭裁判所が行っている保護的措置について（説明等）
- ◎ 本日本日予定していたテーマに関する意見交換が早めに終了したため、少年事件に関連した「家庭裁判所が行っている保護的措置」について説明し、御意見をいただきたい。
 - ◇ 保護的措置とは、家庭裁判所に係属した事件について、再非行防止を目的に、家庭裁判所が少年に対して働きかけを行うことをいう。

説諭、訓戒、誓約というものから、再犯防止を目的とした講習、自己の問題点を振り返らせるカウンセリング的な働きかけ、学校や勤務先との連絡調整、社会奉仕活動への参加を促すことなど多岐にわたっている。

これらは、調査や審判の段階で、裁判官、家裁調査官が行うものと、講習や社会奉仕活動など一定の枠組みの中で行われるものに大別される。

その具体的な活動内容と目的は、次のとおりである。

 - ・ バイク盗再犯防止講習

交通教育センターの指導担当者による講話と家裁調査官によるまとめを行っている。講話では、被害者にとってバイクは単なる乗り物ではなく、大切な思い出のあるものという投げかけを行い、講師の親族や教え子のバイク

盗の被害体験を交えて、バイクを愛して大事に扱ってほしいという問題提起を行う。家裁調査官によるまとめでは、少年が想像しなかった被害者の視点に立って考えさせている。

- 万引き防止教育

万引きが重大な犯罪であることを自覚させ、被害者にとって生活を脅かされる非行であることを考えさせている。

- 粗暴非行

医務室技官（看護師）による保健指導。恐喝や傷害、いじめ等を受けた被害者の気持ちになって考えさせている。

- 熊本城清掃活動

少年友の会、学生ボランティアが主催する社会奉仕活動に少年及び保護者を参加させ、ゴミの投棄という身近なマナー違反を通じて非行について考えさせている。

親子で熊本城内外の清掃活動に参加する。少年と同年代の学生ボランティアに参加してもらい、清掃作業中に少年に話しかけたり、親子で同じ作業を担当してもらい、親子関係の改善、再構築に役立てている。

- 切手整理活動

少年友の会、学生ボランティアが主催する「使用済み切手整理活動」に親子で参加させ、使用済み切手を整理することで発展途上国の医療活動を支援する一端を経験させて、自分と社会とのつながりや物の価値を自覚させることを目的とする。清掃活動ができないときに、行っている。

- 保健指導

医務室技官による指導で、主として人身事故を起こした少年に後遺障害について医学的な知識を学習させたり、シンナー吸入や薬物使用をした少年、性非行を起こした少年を対象に医務室技官による保健指導をしている。

- ボランティア活動

試験観察決定をしたうえで、高齢者施設や乳児院で3日から5日間のボラ

ンティア活動を行っている。高齢者施設では、デイサービス利用者のレクリエーションに参加したり，特別養護老人ホームで食事介助等を行う。乳児院では乳幼児の世話をしている。

目的は，ボランティア活動を通じて他者への思いやりや信頼感を育ませること，少年の自尊感情を回復させ，社会の一員としての自覚を深めさせることである。

9 家庭裁判所が行っている保護的措置についての質疑応答，意見

○ 保護的措置は，誰がその内容を決めているのか。

◇ 家裁調査官が，少年と面接した結果を踏まえて保護的措置を行うのが相当であるという意見を具申した上で，裁判官が判断している。

○ 高齢者施設に3，4日訪問するだけでは保護的措置として短すぎる。

入所者から「ありがとう」と感謝の言葉を受け取ることで，少年は変わっていくと考えられるので，それを目的とするのであればもっと期間を長くするのが相当ではないか。その期間として2週間はほしい。

◇ 高齢者施設での保護的措置を実施し始めたのは20年ほど前であり，その当時から同施設での保護的措置を実施するには2週間は必要であるという意見があった。しかし，少年の集中力がどこまで維持できるかという問題もあり，その期間を長くしてもうまくいかなかった。また，この高齢者施設で保護的措置を行うことは一つのきっかけであり褒められた経験がない少年にとっては，短い期間中でも涙を流すこともあり，少年に対する感銘力，教育的効果は期待できる。

10 次回のテーマ

(1) 提案されたテーマ

ア 成年後見制度について

イ 付添人の活動について

ウ 離婚訴訟について

今回，少年事件に関するテーマを取り上げたことから，次回は，家事事件に

関するテーマで、今年4月に当庁において申立説明資料の改訂を行った「成年後見制度」について取り上げてみてはどうか。

(2) 次回テーマ

「成年後見制度」をテーマとすることで、委員全員の了承が得られた。

11 次回期日

平成21年10月30日（金）午後1時30分

12 閉 会